

基本目標3 地球温暖化を防ぐため、 環境と事業活動が調和したまちをつくる

～ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～

様々な地球環境問題は、私たちの生活や事業活動に伴う化石燃料などの資源の消費の増加と深い関わりがあり、特に「地球温暖化」は温室効果ガスが大量に排出されることが主な要因とされ、その対応は全世界的に差し迫った課題となっています。

豊かな自然や限りある資源を次世代に引き継いでいくためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活スタイルや社会経済システムなどについても見直し、資源循環型の社会に変えていくことが必要です。

そのため、市民や事業者一人ひとりが日常生活や事業活動において、省エネルギーを意識した行動に変え、再生可能エネルギーの導入を推進しながら、地域全体としてエネルギー効率の高い都市基盤を整備していくとともに、廃棄物を減らして、温室効果ガスの排出量の大幅削減に取り組むなど、市民・事業者・行政が一体となって環境と事業活動が調和したスマートなまちを目指します。

なお、本市全体で温室効果ガス削減に取り組んでいくために、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月9日法律第117号）に基づいて、「会津若松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、これを「基本目標3」として、下記の取組を実践しています。

- 個別目標3-1 再生可能エネルギーの地産地消ができるまち
－新エネルギービジョン・バイオマス活用推進計画－
- 個別目標3-2 みんなでCO2を減らすまち
- 個別目標3-3 再生可能エネルギーとICTを活用したまち
- 個別目標3-4 「もったいない」が息づくまち

環境目標 令和3年度実績



個別目標	環境目標	目標値と実績値				R3実績値の評価・分析		
		現状値	実績値		目標値	前年度との比較	目標値達成状況	
		H24	R2	R3	R5			
3-1	再生可能エネルギーの供給目標値	太陽光発電	(H22) 20.3TJ	(H29) 119.9TJ	(H30) 338.8TJ	344.3TJ	↗	
		太陽熱利用	(H22) 0.3TJ	(H29) 0.5TJ	(H30) 0.5TJ	0.5TJ	→	達成
		風力発電	(H22) 0.0TJ	(H29) 381.5TJ	(H30) 381.5TJ	750.1TJ	→	
		水力発電	(H22) 6,206.7TJ	(H29) 6,199.0TJ	(H30) 6,233.5TJ	6,245.3TJ	↗	
		うち小水力発電 (1,000kW未満)	(H22) 61.2TJ	(H29) 52.7TJ	(H30) 89.9TJ	99.8TJ	↗	
		地熱発電	(H22) 0.0TJ	(H29) 0.0TJ	(H30) 0.0TJ	0.0TJ	→	—
		うち地熱バイナリー発電	(H22) 0.0TJ	(H29) 0.0TJ	(H30) 0.0TJ	0.0TJ	→	—

個別目標	環境目標		目標値と実績値				R3実績値の評価・分析	
			現状値	実績値		目標値	前年度との比較	目標値達成状況
			H24	R2	R3	R5		
3-1	再生可能エネルギーの供給目標値	バイオマス発電	(H22) 0.0TJ	(H29) 390.4TJ	(H30) 390.4TJ	392.3TJ	→	
		バイオマス熱利用	(H22) 12.8TJ	(H29) 14.8TJ	(H30) 15.0TJ	417.1TJ	↗	
		バイオマス燃料製造	(H22) 2.1TJ	(H29) 2.0TJ	(H30) 2.0TJ	3.1TJ	→	
		温度差熱利用	(H22) 6.8TJ	(H29) 12.4TJ	(H30) 12.4TJ	7.2TJ	↗	達成
		雪氷熱利用	(H22) 0.0TJ	(H29) 0.0TJ	(H30) 0.0TJ	0.0TJ	→	—
		計	(H22) 6,249.0 TJ	(H29) 7,120.5 TJ	(H30) 7,374.2 TJ	8,160.0 TJ	↗	
		一次エネルギー需要	(H22) 15,976.5 TJ	(H29) 12,770.8 TJ	(H30) 11,771.8 TJ	14,245.8 TJ	↗	達成
		一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギー供給量の割合	(H22) 39.1%	(H29) 55.8%	(H30) 62.6%	57%	↗	達成
バイオマスの活用目標	廃棄物系バイオマス	生ごみ利用率	27%	21%	24%	50%	↗	
		下水汚泥利用率	23%	61%	64%	60%	↗	達成
		廃食用油利用率	26%	39%	37%	60%	↘	
	未利用系バイオマス	間伐材利用率	0%	85%	49%	20%	↘	達成



個別目標	環境目標	目標値と実績値				R3実績値の評価・分析	
		現状値	実績値		目標値	前年度との比較	目標値達成状況
		H24	R2	R3	R5		
3-2	省エネ診断等の受診施設数（平成21年度からの累計）	(H22) 4件	45件	45件	70件	→	
	各家庭における節電・節水等の省エネ取り組み率	76%	(H30) 72.8%	(H30) 72.8%	100%	—	
	エコドライブ宣言者数	(H22) 164名	414名	414名	450名	→	
	「福島議定書事業」参加団体数（市内）	(H29) 事業所：92 学校：21	事業所：97 学校：10	事業所：105 学校：18	事業所：230 学校：50	↗	
	「エコチャレンジ事業」参加世帯数（市内）	(H29) 117世帯	81世帯	141世帯	500世帯	↗	
3-3	電気自動車・プラグインハイブリッド車台数	(H22) 5台	376台	390台	8,000台	↗	
	充電器設置数（一般家庭除く）	(H22) 6基	33基	36基	40基	↗	
3-4	1日1人あたりのごみ排出量	(H22) 1,222g	1,241g	1,231g	1,031g	↗	
	総リサイクル量	(H22) 13,038t	11,726t	11,708t	13,000t以上	↘	

評価

再生可能エネルギー関連の環境目標、とくに、一次エネルギー需要に占める供給量の割合については、平成30年度の実績が62.6%（推計に使用する各種統計の都合上、平成30年度が最新データ）と順調に推移している一方、省エネや電気自動車、ごみ排出量関連の環境目標は進捗が鈍化傾向にあります。

今後は、温室効果ガス排出量の削減による地球温暖化防止に向け、引き続き再生可能エネルギーの普及拡大を進めるとともに、市民や事業者の皆様との連携・協働により、省エネの推進、電気自動車の普及拡大、ごみ排出量の減量など、環境負荷の低減に向けた取組を強化する必要があります。

環境施策 令和3年度取組実績

個別目標3-1 再生可能エネルギーの地産地消ができるまち
-新エネルギービジョン・バイオマス活用推進計画-

◇小水力発電を推進します

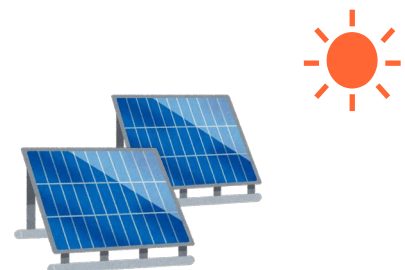
実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
小水力発電事業可能性調査事業 〔環境生活課〕	・「第2期環境基本計画（改訂版）」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大に向け、本市の豊かな自然を生かした小水力発電所の設置の促進を図る。	・市ホームページにて、平成26年度に実施した小水力発電事業可能性調査の結果をはじめ、活用可能な補助金などの情報提供を行った他、小水力発電を開発する民間事業者に対して直接的な情報提供を行い、小水力発電所の設置の促進を図った。

◇バイオマスエネルギーの活用を推進します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
バイオマス活用推進事業 〔環境生活課〕	・「会津若松市バイオマス活用推進計画」（第2期環境基本計画（改訂版）に統合）に基づき、資源循環型社会の形成や二酸化炭素排出量の削減による地球温暖化防止を図るため、効率的なバイオマス資源の収集・利用を促進する。	・市ホームページにて、廃食用油等の利活用方法や、ペレットストーブに係る補助制度などを周知した。
下水消化ガス発電設備設置 〔下水道施設課〕	・未利用エネルギーの有効利用として、消化ガスを利用し下水浄化工場の電力削減を行う。	・稼働中の消化ガス発電設備3基（75kW）について令和3年度中は605,863kWh発電し、下水浄化工場の使用電力を削減した。

◇太陽エネルギー利用を推進します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付事業 〔環境生活課〕	・本市における再生可能エネルギーの導入と効率的な利用を促進することにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、環境保全のための意識啓発や災害時の電源確保を図る目的で、住宅用太陽光発電システム等の設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 ※要綱改正により、令和2年度より補助要件等変更	・交付申請は5月から3月までの期間であり、住宅用太陽光発電システムと、蓄電池又は電気自動車への受給電装置（V2H）の併設が要件である。 【令和3年度実績】 ・交付単価 20,000円/kW（上限80,000円） ・交付件数 11件 ・交付総額 800千円



◇風力エネルギー利用を推進します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
再生可能エネルギー推進事業 〔環境生活課〕	・「第2期環境基本計画（改訂版）」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、事業者による再生可能エネルギー発電設備設置への支援や市民等への広報活動を行う。	・4月から11月までの期間、背あぶり山レストハウスでの再生可能エネルギー企画の展示を行い、来訪者の理解促進を図った。 ・市内で再生可能エネルギー発電施設を計画する事業者に対して、制度の案内等の手続支援を行った。 ・市ホームページや市政だより、各種出前講座等で再生可能エネルギーのメリットについて紹介し、理解促進を図った。

◇温度差熱利用を推進します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
温度差熱エネルギー利用の検討 〔環境生活課〕	・「第2期環境基本計画（改訂版）」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、温度差熱エネルギー利用について広報活動等を行う。	・市ホームページにて、温度差熱エネルギーを利用する市有施設を紹介した。

◇その他の未利用エネルギー等の利用を検討します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
水素エネルギーの活用検討 〔環境生活課〕	・環境審議会による答申附帯意見に基づき、水素エネルギーの利活用の検討を促進する。	・市ホームページにて、国や県の水素エネルギー関連補助金等について周知を行うとともに、県に対して水素ステーション設置等に関する支援を要請し、また、関連団体との意見交換を行った。

◇自然環境と事業活動の調和を図ります

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
再生可能エネルギーに取り組む事業者等との意見交換の場の設置 〔環境生活課〕	・低炭素化社会の実現に向け、再生可能エネルギーや電気自動車等のさらなる普及促進を図るため、市内の各種事業者との情報・意見交換を行う。	・11月に低炭素化推進セミナーを開催し、事業者や団体の皆様（28名）を対象に、環境問題への対応、地球温暖化対策等に関する最新の動向や市の取組等を紹介するとともに、意見聴取を行った。

個別目標3-2 みんなでCO2を減らすまち

◇建築物や住宅における省エネを推進します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
庁舎の省エネルギー対策 〔総務課〕	・本庁舎及び栄町第二庁舎空調設備において運転制御による環境負荷の低減を図る。具体的には、1日24時間の中で運転可能時間と運転停止時間に分け、予め設定した毎時ごとのプログラムにより運転制御を行い、複数台ある空調設備の運転時間を重複させないよう制御することで、空調設備の運転時間を平準化させ、電気及びガス使用量の削減を図る。	庁舎の省エネルギー対策については、平成30年度実績値を基準値として、その基準値から本庁舎及び栄町第二庁舎において、それぞれ基準値の1%の削減目標に対して、 ①本庁舎については、5.3%増 ②栄町第二庁舎については、12.4%増 と目標達成に至らなかった。 冷暖房期間における外気温が一つの要因であり、特に暖房期間の11月から翌年3月までの月平均値は、令和2年度と比較して約1℃低くなっている。暖房機器は、始動時に大きなエネルギーを必要とすることから、気温が低い日が続いたこともあり、エネルギー使用量が増加したと考えられる。
庁舎の省エネルギー対策 〔情報統計課〕	・システム導入時にサーバを個別に導入するのではなく、庁内クラウドに統合・一括管理することで、効率的に運用する。	・43システム59サーバを庁内クラウドで統合した。 庁舎内の統合可能なシステムはほぼ統合が完了している状況である。
庁舎の省エネルギー対策 〔契約検査課〕	・庁舎で使用する蛍光灯の購入にあたり、省エネ型のものを購入する。	・40Wについて、全てラピッドスタート形を購入した(450本)。(32Wは令和3年度中、購入実績なし)。
地球温暖化対策推進実行計画の推進(庁舎の省エネルギー対策) 〔環境生活課〕	・令和3年度に「第4期会津若松市地球温暖化対策推進実行計画(事務事業編)」を策定し、平成25年度値を基準とし、令和3年度から令和12年度の10年間で、市の事務事業から排出する温室効果ガスの50%削減を目指す。	・令和3年度の温室効果ガス排出量は、冷暖房機器の更新や電気自動車の使用等により、基準年度比で25.1%の減となった。
事業所EMSの普及啓発 〔環境生活課〕	・事業所における地球温暖化対策及び環境保全活動を推進するため、環境にやさしい取組をしている事業所を「あいづわかまつエコ事業所」に認定する。認定された事業所の取組は広報し、取組の継続を促し事業の普及を行う。	・事業者向け省エネルギーセミナーを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。 ・市政だよりにおいて、各エコ事業所の取組紹介記事を掲載した。 新規認定事業所 1事業所 更新認定事業所 1事業所

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
省エネルギーの推進 〔公共施設管理課〕	・省エネルギーの推進のため、照明器具やその他の機器等の採用において高効率、省エネルギー機器の採用を行う。	・第六中学校校舎、行仁コミュニティセンター、北会津支所ピカリンホールの改修工事において、LED照明器具を採用し設置した。
LED防犯灯設置事業 〔危機管理課〕	・公設防犯灯及び町内会設置の防犯灯のLED化を進める。	・町内会により793台の防犯灯が設置されたが、全てLED防犯灯である。各町内会において省エネやLED化のメリットが認識されてきている。
ZEH、ZEBの普及啓発 〔環境生活課〕	・「第2期環境基本計画（改訂版）」に基づき、低炭素・循環型社会の実現を図るため、ZEH・ZEBについて広報活動を行う。	・ゼロカーボンシティ会津若松宣言を踏まえて、ホームページにて、内容を見直し、より詳しく広報した。
下水浄化工場の改築工事 （高効率散気装置への更新） 〔下水道施設課〕	・省エネルギーの推進の為に、下水浄化工場において高効率散気装置への更新工事を行い、ブロワ消費電力量の削減を行う。	・水処理施設No.2-2系の散気板を高効率散気装置へ更新することにより、大幅な消費電力量を削減することができた。

◇省エネ型の生活を推進します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
エコドライブの推進 〔環境生活課〕	・自動車による排気ガスに含まれる温室効果ガスの排出量を削減するため、「第2期環境基本計画（改訂版）」に基づき、「会津若松エコドライブ宣言者」の拡大を図る。	・市ホームページ、市政だよりを通じて広報 ・会津若松エコドライブ宣言者（令和4年3月31日現在） 個人 243名 事業所等 11事業所 171名 （合計414名）
学校版・家庭版環境マネジメントシステムの普及 〔環境生活課〕	・学校や家庭における地球温暖化対策及び環境保全活動を推進するため、環境にやさしい取組をしている学校や家庭（個人）を認定する。その取組を広報することで、取組の継続を促し事業の普及を行う。	・学校版環境マネジメントシステムについては、更新対象校（8校）の更新審査を実施し、全校で更新が認定された。 ・認定証授与式において各校が作成した壁新聞を掲示した。 ・省エネ対策の一つとして市内全小中学校に緑のカーテン用アサガオの種を配付した。 ・あいづわかまつエコクラブ会員募集について市ホームページ、市政だよりを通じて広報 ・エコクラブ会員者168名（令和4年3月31日現在）へあいづわかまつエコクラブ会報「いもりんだより」を発行した。
ノーカーの推進 〔人事課〕	・ノーカーデーへの参加を通じ、職員の健康維持・増進、温室効果ガスの排出削減及び公共交通機関の維持・活性化を図る。	・各職員が各自の状況に応じ、無理のない範囲で自主的に参加した。
ノーカーへの協力依頼 〔生涯学習総合センター〕	・利用者に対し、利用許可書の発行時に、ノーカーへの協力依頼を継続して行う。	・利用者に対し、利用許可書発行時に、ノーカーへの協力依頼を行った。

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進 〔環境生活課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期環境基本計画(改訂版)」に基づき、温室効果ガス排出量の削減を図るため、電気自動車の普及促進をはじめ、各環境マネジメントシステム、会津若松エコドライブ宣言事業等の各種事業を推進する。 ・市域における温室効果ガス排出量及び一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギー供給率を公表し、市民の意識啓発に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車の普及促進をはじめ、各環境マネジメントシステム、会津若松エコドライブ宣言事業等の各種事業を実施した。 ・市域における温室効果ガス排出量(平成30年度実績) 968.7千トンCO₂(基準年度比4.9%減) ・一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギー供給量(平成30年度実績) 62.6%

個別目標3-3 再生可能エネルギーとICTを活用したまち

◇再生可能エネルギーの安定供給とICTの有効活用を推進します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
北会津支所エネルギー管理事業 〔北会津支所まちづくり推進課〕	・BEMSサービスの活用(デマンド値監視による使用電力量の調整)	・電気の使用量は、前年度より減少し、通年を通して全体の消費電力は抑えられており、一定の効果が出ている。
再生可能エネルギーの導入促進 〔建築住宅課〕	・再生可能エネルギーの導入を促進するため、市営住宅の施設整備において太陽光発電設備の設置を検討する。	・城前団地4期工事に2.95kwの太陽光発電設備、及び太陽光発電外灯3基を設置した。
消化ガスの利用 〔下水道施設課〕	・未利用エネルギーの有効利用として、消化ガスを利用し下水浄化工場の冷暖房を行う。	・消化ガス利用により、下水浄化工場内の冷暖房を行うことにより、冷暖房用燃料を削減した。
太陽光発電や風力発電など自然エネルギーの有効活用を図るための情報の収集・活用の検討 〔環境生活課〕	・市内の再生可能エネルギーの導入を促進するため、市民や事業者等を対象に、各種再生可能エネルギーに関する情報収集と提供を行う。	・市域の再生可能エネルギーに関する意義や利点、各種補助制度を整理し、市ホームページで紹介するとともに、出前講座、環境フェスタ特別企画や、低炭素化推進セミナーで周知を行った。

◇環境にやさしい交通対策を進めます

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
電気自動車推進事業 〔環境生活課〕	・「第2期環境基本計画(改訂版)」に基づき、電気自動車の普及促進を図るため、市ホームページやイベント等において公用車への導入効果等について広報を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・北会津ホテル祭り、環境フェスタは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止となった。 ・公用車への電気自動車導入効果(7台) 燃料費 69.3%削減 CO₂排出量 35.9%削減
幹線道路の整備、道路案内標識の整備 〔まちづくり整備課〕	・幹線道路の整備(道路改良工事)を行う。	・市道幹I-37号線道路改良工事L=200mを実施した。

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
公共交通機関の利用促進 〔地域づくり課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期再編として近隣市町村に跨る広域路線の再編に向け、県及び関係市町村と連携し、網形成計画に基づいた再編実施計画の策定に取り組む。 ・また、高齢者の新たな移動支援などに向け、新たなモビリティのあり方について、実証等の取組を通じて検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村に跨る広域バス路線再編に向け、「会津圏域公共交通活性化協議会」に参画し、具体的に検討を進め、令和3年9月に「会津圏域地域公共交通利便増進実施計画」の変更を行い、令和3年10月から、市内路線の一部見直しを行った。 ・現行計画である「会津若松市地域公共交通網形成計画」が令和3年度をもって終了となるため、令和4年3月には、次期計画となる「会津若松市地域公共交通計画」を策定した。 ・高齢者等の移動支援に資する新しいモビリティサービスについて、地元交通事業者やICT関連企業等により構成する「会津SamuraiMaaSプロジェクト協議会」に参画し調査・研究を進めるとともに、「AI オンデマンド型路線バス」、「相乗り型タクシー」等の実証実験を行った。
鉄道路線の利用促進 〔地域づくり課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・会津鉄道・野岩鉄道に対して施設修繕等への支援を行うとともに、会津・野岩鉄道利用促進協議会を通じて両鉄道の利用促進を図るべく、イベント列車の運行支援や広報誌掲載によるPRなど各種取組を行う。 ・JR只見線については、小学生を対象に応援ツアーを実施することで只見線の魅力を伝えるとともに、只見線活用推進協議会等への参画を通じて他自治体と連携しながら只見線の利用促進に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会津鉄道、野岩鉄道に対して施設修繕等への支援を行うとともに、会津・野岩鉄道利用促進協議会を通じ利用促進事業に取り組んだ。 協議会の会議開催数：総会（1回）、幹事会（2回） 主な利用促進事業の内容：会津の地域住民が利用する場合の運賃助成、絵画コンクールやフォトコンテストの実施 ・只見線活用推進協議会等を通じた利用促進事業への参画など、JR只見線の利用促進事業に取り組んだ。
ひとにやさしい歩道整備事業の実施 〔まちづくり整備課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・安心、安全な歩道部の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画での整備箇所については整備が完了し、次期計画策定中のため令和3年度は実績なし
地域内交通の利用促進 〔北会津支所まちづくり推進課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・北会津地域づくり委員会なかまづくり部会の開催により、利用状況の把握や調査、検証を行いながら、利便性の向上に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北会津地域づくり委員会なかまづくり部会を開催し、利用者の状況分析や利用促進について検討を行った。 ・全世帯に対してアンケート調査を行い、利用状況や要望について聞き取りを行った。
地域内交通の利用促進 〔河東支所まちづくり推進課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内交通「みなづる号」について、利用状況の定期的な確認・検証により利用者の利便性の向上につながる取組を、地域住民とともに進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河東地域づくり委員会交通環境部会を4回開催。河東地域内交通「みなづる号」の利用状況等を把握・分析するとともに、無料お試し運行や利用体験会を開催し、利用促進に取り組んだ。

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
公共交通空白地域における デマンド型乗合交通の導入 〔地域づくり課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・湊地区において、実証運行を経て構築した地域住民組織が主体となった地域内交通の運営・運行への支援を継続するとともに、集落支援員や交通空白地有償運送制度の活用をはじめとしたより持続可能な制度の活用に向けた取組と検討を行う。 ・北会津地区、河東地区においても、地域住民組織との連携によるデマンド型乗合交通の運行継続と利用促進に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・湊地区においては、民間団体で県内初となる自家用有償旅客運送の登録を受け、令和3年10月より有償での運行を開始するなど、運行継続・自立にかかわる支援を行った。 湊地区利用者数 1,287人 ・北会津地区、河東地区においても、地域住民組織（北会津地域づくり委員会、河東地域づくり委員会）と連携し、デマンド型乗合交通の運行継続と利用促進に取り組んだ。 北会津地区利用者数 1,575人 河東地区利用者数 316人



個別目標3-4 「もったいない」が息づくまち

◇ごみの減量化（3R）を推進します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
庁舎ごみ排出量の計測 〔北会津支所まちづくり推進課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・北会津支所のごみの量を月2回計測し、環境管理事務局へ報告する。 ・また、計測結果を支所職員に周知することで意識の高揚を図り、ごみ減量化とリサイクルを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北会津支所のごみの量を月2回計測し、環境管理事務局へ報告した。 ・また、計測を支所職員全員が行うことで意識の高揚を図り、ごみ減量化とリサイクルの推進を図った。
庁舎ごみ排出量の計測 〔河東支所まちづくり推進課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・河東支所のごみの量を月2回計測し、環境管理事務局へ報告する。 ・また、計測結果を支所職員に周知することで意識の高揚を図り、ごみ減量化とリサイクルを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみの量は、月2回定期的に計測を行い、四半期ごとに環境管理事務局へ報告した ・ごみ減量化とリサイクルについては、計測毎に燃やせるごみに資源物が混入していないかを調査し、正しく分別されているかを確認した。
庁舎ごみ排出量の計測 〔環境生活課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内事務事業における環境負荷の低減のため、環境マネジメントシステム推進事業を実施し、職員の共通行動の取組の一つである「廃棄物の減量とリサイクルの推進」について目標値を設定しており、各庁舎から排出される廃棄物の量を定期的に計測し、進行管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理事務局において、本庁舎、栄町第一庁舎、栄町第二庁舎のごみの量を月1回計測した。 ・また、庁内にマニュアルや事例を周知し、ごみ減量化とリサイクルの推進につなげている。 ・電子化やりサイクルを徹底し、紙使用量の削減に取り組んだ。

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画)の推進 〔廃棄物対策課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間：平成28年度～令和7年度 ・ごみ減量のためには、3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用))の取組が不可欠である。特に、2R(リデュース、リユース)について、市民・事業者・行政の協働により、一層の推進を図っていく。 	【実績値】 <ul style="list-style-type: none"> ・1人1日あたりごみ排出量 1,231g (261g未達成) ・総リサイクル量 11,708t (1,292t未達成) ・燃やせるごみの排出量 38,410t (8,427t未達成)
家庭ごみの分別排出の徹底と意識啓発 〔廃棄物対策課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭ごみの正しい分け方・出し方(カレンダーに付属)」の全戸配付、市ホームページへの掲載。清掃指導員による家庭ごみの分別排出の徹底と意識啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭ごみの正しい分け方・出し方(カレンダーに付属)」を全戸配付し、市ホームページへ掲載した。 ・9月、ごみの見える化を推進するため、ごみ単独の情報紙「へらすべえ」を創刊。以降、12月、3月の年3回発行。 ・12月、ごみの分別を周知するため、市清掃指導員によるごみステーションでの立会い、説明を試行。
給食施設生ごみリサイクル事業 〔廃棄物対策課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度から、各学校給食施設等より排出された調理くずや残飯等の「生ごみ」を収集し、民間の処理施設で堆肥化(リサイクル)を実施している。 	【実績値】 <ul style="list-style-type: none"> ・給食施設生ごみ収集運搬業務委託 6,471千円 ・給食施設生ごみ中間処理業務委託 1,190千円 (リサイクル率100%)
ごみ減量化事業補助金 (生ごみ処理機等設置補助) 〔廃棄物対策課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの減量・堆肥化を図るため、生ごみ処理機等の設置補助事業を実施する。 	【実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機 18件 277,000円 ・生ごみ処理容器 22件 48,500円 ・堆肥枠 18件 54,000円
レジ袋削減運動の推進 〔廃棄物対策課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・会津若松市の市民団体、事業者、市役所により構成された「3R(スリーアール)」の取組を推進する会議。 ・3R(リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用))の推進により、ごみを減らし、環境を大切にしたいと暮らしの実現(ごみを出さないライフスタイル)を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月8日、9日のマイバック推進デーを中心に、消費者団体、市内スーパー、市の3者が各々PRを実施した。 ・4事業者にレジ袋辞退率の調査を実施(レジ袋辞退率84.65%)
下水汚泥の有効利用 〔下水道施設課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・下水汚泥の放射能濃度を確認しながら、コンポスト(汚泥の肥料化)等の有効利用を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水汚泥の放射能濃度を確認しながら、コンポスト(汚泥の肥料化)等の有効利用を促進した。 ・肥料原料として2,402t、下水浄化工場の汚泥の71.5%を有効利用した。 ・放射能の基準超過はなかった。

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
浄水汚泥ケーキの減量及び有効活用 〔上水道施設課〕	・浄水で発生した汚泥ケーキの減量や有効活用に取り組む。	・浄水で発生した汚泥の一部を、グラウンドの土にリサイクルしている業者に有価で売却した（全発生土 388.63t 中 287.87t）。



特集 市域における温室効果ガス排出量等実質ゼロを目指して ～「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」～

(担当課：環境生活課)

本市は、令和3(2021)年12月27日、「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」を行いました。
これは、2050年までのできるだけ早い時期に、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロ(※)にすることに、全市一丸となって取り組む決意を表明するものです。

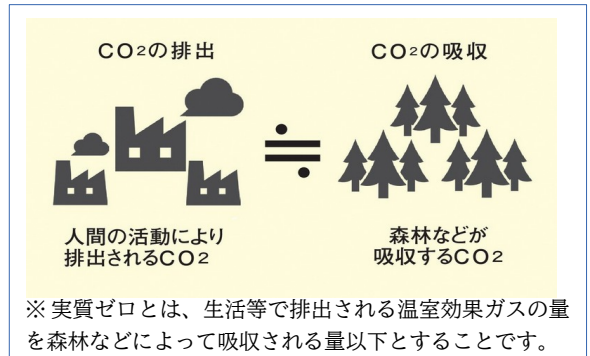
1 ゼロカーボンシティ会津若松を宣言した理由

近年、世界各地で地球温暖化が原因の一つとされる異常気象や災害が多発しており、本市でも、平均気温は上昇傾向にあることが明らかになっています。

この地球温暖化は、私たちの生活や活動によって排出される、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因とされています。

現在、国内外において、温室効果ガスの排出量の削減に関する取組が急速に進められているところですが、温室効果ガスは、様々なエリア、様々な主体、様々な活動から排出されており、全ての人が削減に向けた努力をすることが必要です。もちろん、この会津若松市でも、市民・事業者・行政が取り組む必要があります。

私たちが愛する歴史ある会津若松市を、未来の世代に引き継ぐためには、温室効果ガスの排出量を、今すぐ減らす必要があります。このようなことから、市の強い決意を示し、市民・事業者・行政の協働を呼び掛けるため、この「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」を行いました。



2 ゼロカーボンシティ会津若松に向けた取組の基本的な考え方

本市の温室効果ガス排出量の8割以上は、エネルギー(主に石油や石炭などの化石燃料)を使用することによって排出される二酸化炭素です。

また、本市は、一人一日当たりのごみ排出量が多く、ごみの運搬や燃焼等で排出される温室効果ガスも問題になります。

そこで、ゼロカーボンシティ会津若松の実現を図るため、国や研究機関等の考え方を参考として、「省エネの推進」、「電化の推進」、「再生可能エネルギーの地産地消の推進」及び

「3R+Renewableの推進※」の4点を進めてまいります。

— ゼロカーボンシティに向けた方向性 —	
<p>省エネの推進</p> <p>節電や省エネ製品を使うことは、家計にやさしいだけでなく、温室効果ガスを減らすことに繋がります。そのため、市が率先して施設等の省エネに取り組むとともに、家庭や職場でできる省エネの取組について、広く周知します。</p>	<p>電化の推進</p> <p>灯油やガソリンの利用から、電気の利用へ代えること(電化)で、温室効果ガスの排出量の削減の効果が期待できます。市では、電気自動車の導入をはじめ、家庭や職場での電化の普及促進を推進します。</p>
<p>再生可能エネルギーの地産地消の推進</p> <p>再生可能エネルギーの利用は、温室効果ガスの大幅な削減に繋がります。市ではスマートシティ会津若松の取組などにより、エネルギーの地産地消をさらに推進し、市民の方、事業者の方の発電や利用が増えるよう取り組みます。</p>	<p>3R+Renewableの推進</p> <p>ごみの焼却や収集・運搬は、多くの温室効果ガスを排出してしまいます。市では、ごみが発生しない生活・事業スタイルの普及を目指し、リサイクル可能な品の追加や、ごみの量の見える化などで、3R+Renewableの定着を図ります。</p>

※3R+Renewable(スリーアールプラスリニューアブル)とは「物を大切に使い、ごみを減らすこと」、「使える物は繰り返し使うこと」、「ごみを資源として再び利用すること」及び「紙や木、バイオマスプラスチックなど持続可能な資源を使うこと」を指します。

3 ゼロカーボンシティ会津若松に向けた市の計画

ゼロカーボンシティ会津若松を実現するため、以下の二つの計画に基づいて、具体的な取組を進めていきます。

地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	市域全体の温室効果ガス排出量の削減等の施策に関する計画。令和5年度に改定予定。 (例) 住宅への再エネの導入など	68 ページ参照
地球温暖化対策推進実行計画 (事務事業編)	市役所自らの事務事業における温室効果ガス排出量の削減等の措置に関する計画。 (例) 庁舎の節電や公用車のEV化など	79 ページ参照

市民の皆さん・事業者・行政が一体となり、「ゼロカーボンシティ会津若松」を必ず実現させましょう。皆さんのご協力をお願いします。



4 ゼロカーボンシティ会津若松宣言文

私たちが愛する会津若松市は、周囲には広大な山々や猪苗代湖があり、豊かな自然にあふれています。

また、城下町として、長きにわたって伝統や文化が受け継がれ、「ならぬことはならぬ」という言葉に代表される仕の掟により培われた会津人の心が、今も息づいています。

私たちは豊かな自然を守り、先人たちが築いてきた歴史を誇りに思い、誰もが幸せに暮らしていけるまちをつくり、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

しかし、近年、この会津若松市でも、猛暑・豪雨・少雪などの地球温暖化の影響が強く実感されるようになり、災害の増加や農作物への被害等の懸念が高まっています。

この地球温暖化は、私たち一人ひとりの社会経済活動によって、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増えたことが原因であるとされています。

私たちが愛する会津若松市を未来の「あいづっこ」に引き継ぐために、市民・事業者・行政が一体となり、地域全体で地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出の削減に取り組むことが、今私たちが「やらねばならぬこと」です。

このような強い決意のもと、ここに、2050年までのできるだけ早い時期に、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ会津若松」を目指すことを宣言します。

令和3年12月27日 会津若松市長 室井 照平

◆最新トピック◆

ゼロカーボンシティ会津若松宣言のロゴマークについて

「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」と、その内容が広く認知され、理解されることが重要であることから、様々な方に注目され、愛着を感じていただける、ゼロカーボンシティ会津若松宣言の象徴であるロゴマークの募集を令和4年度に行いました。

公募について

- ・ 応募期間：令和4年12月1日（木）～令和5年1月10日（火）
- ・ 応募者数：93名 応募点数：144件
- ・ 市民の皆様からの投票により、最も票を得たものを決定しました（総投票数950票）。

【デザインコンセプト】

「未来に向かっての新しい取り組みを、会津若松市民全員に参加・協力してもらいたい」

そんな願いを込めてデザインされたロゴマークです。会津若松にちなんだイラストで、ゼロカーボンシティ会津若松宣言の最初のゼロ＝「0」を表現し、文字も、みんなにわかりやすい、カタカナ、ひらがなとなっています。

（1つ1つのイラストについては、上から時計回りに、お城＝鶴ヶ城、桜の花びら＝鶴ヶ城の園内のソメイヨシノや石部桜など、松＝市の木（アカマツ）でもあり鶴ヶ城や御薬園の松、花びら＝会津若松の豊かな自然の中で、季節毎に咲く花々、山・水の流れ＝磐梯山、猪苗代湖、ろうそく＝会津絵ろうそく、キラキラ＝ゼロカーボンシティに向けて活動する市民ひとりひとりの希望の光、建物＝さざえ堂、温泉マーク＝東山温泉、芦ノ牧温泉、蔵＝古い街並みの土蔵や酒蔵、牛のカタチ＝赤べこ を表しています。）



ゼロカーボンシティ
あいづわかまつ

このロゴは、「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」の実現に関する市の意識啓発や各種取組に使用するほか、「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」の趣旨に賛同される個人・事業所の皆様もご使用いただけます。会津若松市のゼロカーボンシティの実現に向け、ぜひ積極的にご活用ください！

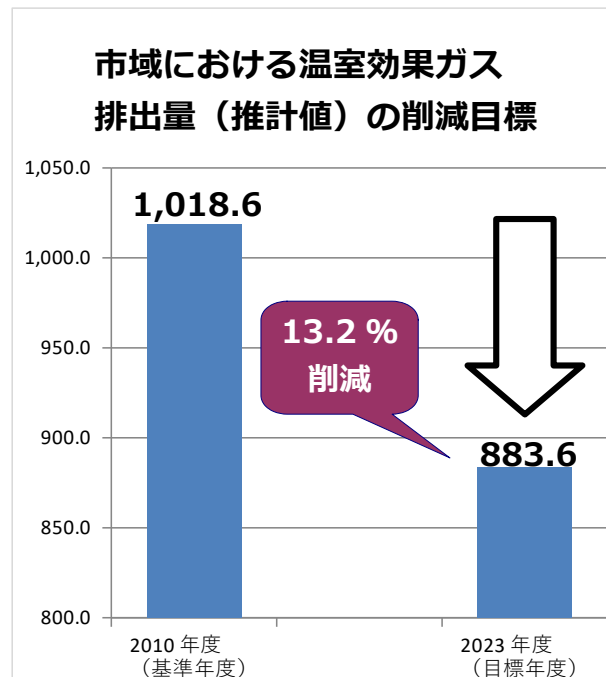
ロゴの使用をご希望の方は、環境生活課までご連絡ください。

特集 市域における温室効果ガス排出量等の現状 ～「会津若松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」～ (担当課：環境生活課)

市では、市域における温室効果ガス排出量削減に向け、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、「会津若松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、「会津若松市第2期環境基本計画（改訂版）」と統合して取組を進めています。

この中で、再生可能エネルギーや電気自動車の普及促進、省エネやごみの減量を進めることにより、市域における温室効果ガス排出量を基準年度（平成22年度（2010年度））と比較して、1,018.6千トンCO₂から883.6千トンCO₂まで減少させ、令和5年度（2023年度）までに13.2%削減することを目指しています。

なお、以下では、温室効果ガス排出量等の推計に使用する各種統計の都合上、平成30年度（2018年度）の実績値を最新データとして掲載しています。



■ 参 考 ■ 地球温暖化対策をめぐる動向

地球温暖化は、人類の社会・経済・生活環境に影響を与えるのみならず、地球上のあらゆる動植物に大きな被害を及ぼすことが懸念され、問題となっています。現在、地球温暖化の主な要因とされる温室効果ガスの排出量削減に向け、世界各国で対策が進められています。

なかでも、2015年に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の温室効果ガス排出量削減等に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が合意され、翌2016年11月に発効しました。「パリ協定」では、世界全体の平均気温の上昇を2℃より下方に抑えることなどが目標として掲げられ、締約国に温室効果ガス排出量削減や気候変動による悪影響への対処などの取組が義務づけられています。

こうした中、国では、令和3年10月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で、令和10年度（2030年度）に46%削減することを目指し、さらに50%削減の高みに向けて挑戦を続けて行くという目標を掲げて、取組を強化しており、地方公共団体においても積極的な地球温暖化対策が求められています。

1 市域における温室効果ガス排出量の現状等

(1) 温室効果ガス排出量の現状と削減目標

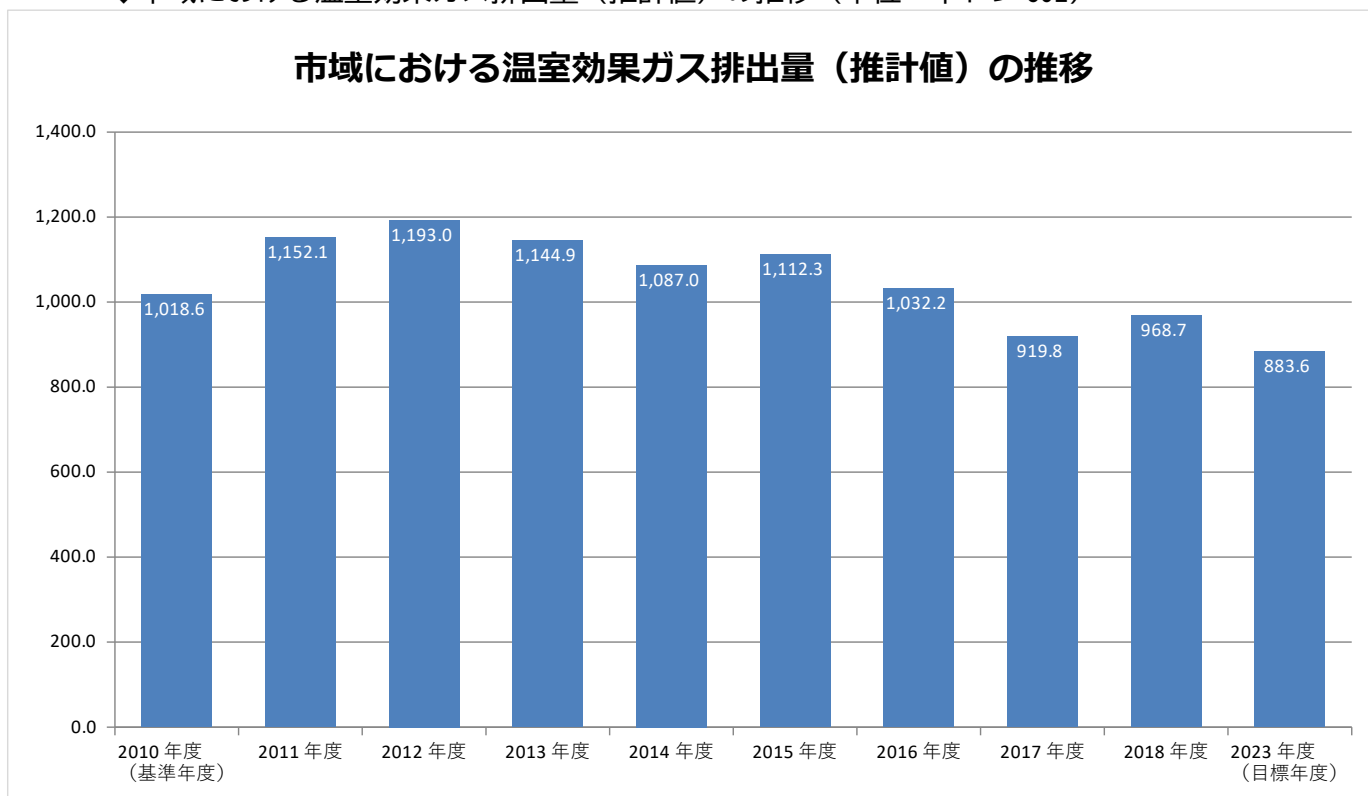
平成30年度(2018年度)の温室効果ガス排出量は、968.7千トンCO₂となり、基準年度(平成22年度(2010年度))と比較して4.9%減少し、前年度比では5.3%増加しました。

◆市域における温室効果ガス排出量(推計値)の現状と削減目標(単位:千トンCO₂)

年度	【基準年度】 H22(2010)年度 (基準値)	H29(2017)年度	H30(2018)年度	【目標年度】 R5(2023)年度 (目標値)
排出量	1,018.6	919.8	968.7	883.6

※温室効果ガス排出量は、再生可能エネルギー導入によるCO₂削減効果を加味しています

◆市域における温室効果ガス排出量(推計値)の推移(単位:千トンCO₂)



市域における温室効果ガス排出量は近年では減少傾向にあります。これは、電気の排出係数(※)が基本的に減少傾向にあることや、省エネの進展、自動車の燃費の向上等が要因として考えられます。しかし、平成30年度(2018年度)は前年度比で排出係数が増加したことや、物流の増加などによる運輸部門の排出量の増加によって、前年度比で増加となっています。

※排出係数:エネルギー量(電気、ガス、石油など)あたりの二酸化炭素排出量を表した数値。
例えば、ガソリン1リットルあたりの排出係数は、2.32kgCO₂となります。電力の排出係数は、1kWhの発電に伴い発生する二酸化炭素の量を表しています。排出係数は各電力会社(小売電気事業者)により異なるほか、毎年電源構成が変動するため、毎年変動します。

◆部門ごとの温室効果ガス排出量（推計値）の現状と削減目標（単位：千トンCO2）

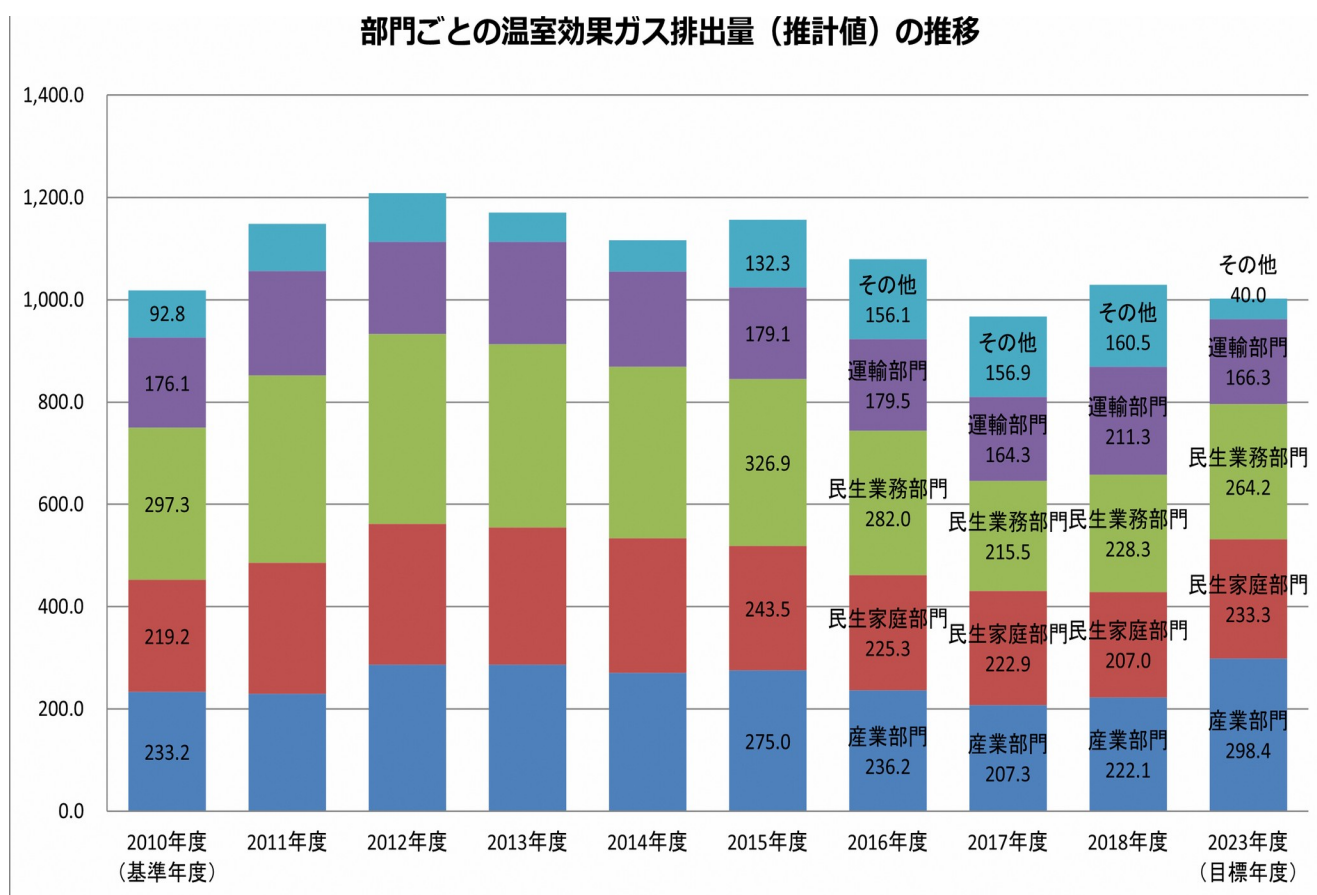
年度／部門※	【基準年度】			【目標年度】
	H22(2010)年度 (基準値)	H29(2017)年度	H30(2018)年度	
産業部門	233.2	207.3	222.1	298.4
民生家庭部門	219.2	222.9	207.0	233.3
民生業務部門	297.3	215.5	228.3	264.2
運輸部門	176.1	164.3	211.3	166.3
その他	92.8	156.8	160.5	40.0

※部門の内訳

産業部門：製造業・建設業など、民生家庭部門：家庭でのエネルギー消費など、民生業務部門：オフィス・ホテル・病院など、運輸部門：自家用車・貨物車・バスなど、その他：二酸化炭素以外の温室効果ガスなど

※上記の表の数値は、再生可能エネルギー導入によるCO2削減効果を加味していません。

◆部門ごとの温室効果ガス排出量（推計値）の推移（単位：千トンCO2）



温室効果ガス排出量はほとんどの部門において、前年度比で増加しています。これは、電力の排出係数が増加したことが主な要因として考えられます。

その他部門は、主に二酸化炭素以外の温室効果ガスであり、製造業で使用されるパーフルオロカーボンなどが対象です。平成26年度（2014年度）から平成27年度（2015年度）の間において、統計対象事業者の追加があったため増加しています。

(2) 市域におけるエネルギー消費量の現状

平成30年度(2018年度)のエネルギー消費量は、熱量換算で11,771.8TJ(テラジュール)となり、基準年度(平成22年度(2010年度))と比較して26.3%減少しました。

◆市域におけるエネルギー消費量(推計値)の現状と削減目標(単位:TJ)

年度	【基準年度】 H22年度 (基準値)	H29年度	H30年度	【目標年度】 R5年度 (目標値)
エネルギー消費量	15,976.5	12,770.8	11,771.8	14,245.8

◆部門ごとのエネルギー消費量(推計値)の現状と削減目標(単位:TJ)

年度/部門	【基準年度】 H22年度 (基準値)	H29年度	H30年度	【目標年度】 R5年度 (目標値)
エネルギー転換部門	9.2	10.1	9.6	9.7
産業部門	4,184.4	3,318.3	3,430.8	4,558.7
民生家庭部門	4,015.6	3,529.6	3,525.4	3,451.5
民生業務部門	5,121.0	3,492.5	3,481.6	3,769.2
運輸部門	2,646.3	2,420.3	1,324.4	2,456.7

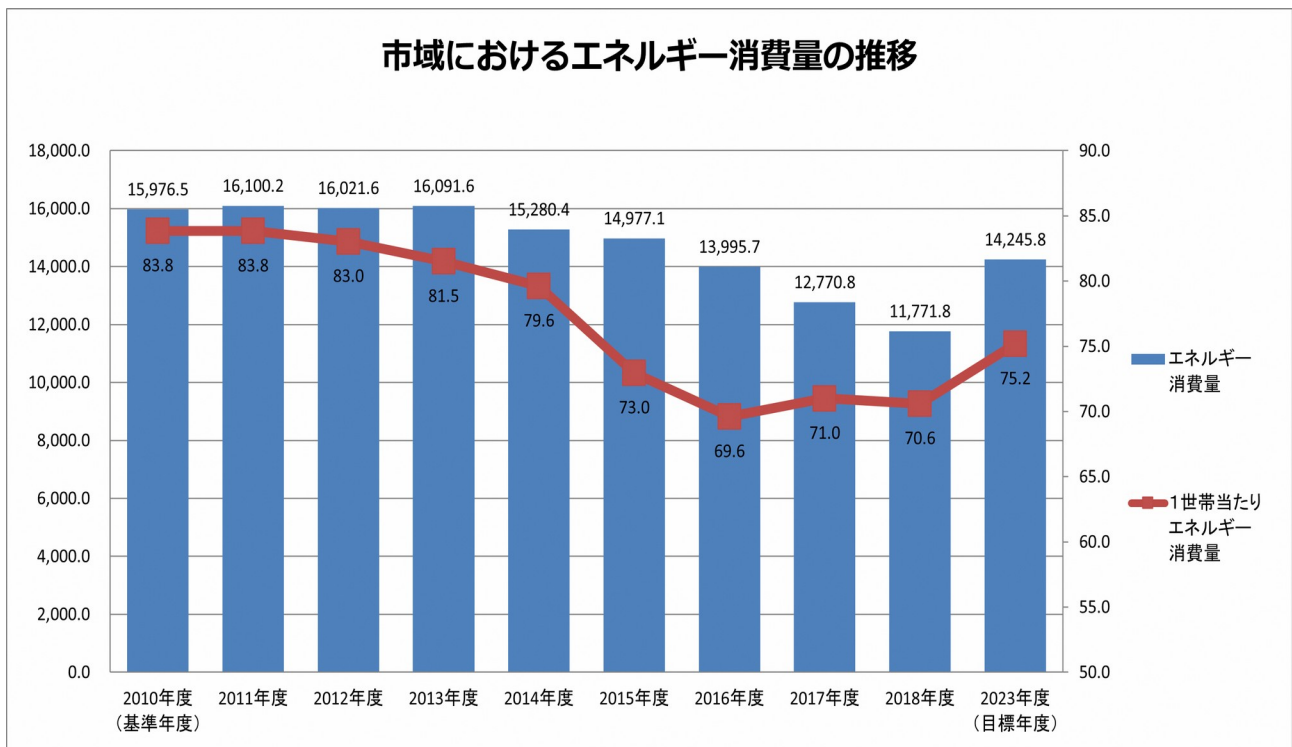
平成30年度(2018年度)のエネルギー消費量を部門ごとに見た場合、基準年度(平成22年度(2010年度))と比較して、産業部門、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門で12~50%の削減と、順調に推移しています。

◆1世帯あたりのエネルギー消費量(推計値)の現状と削減目標(単位:GJ)

年度	【基準年度】 H22年度 (基準値)	H29年度	H30年度	【目標年度】 R5年度 (目標値)
エネルギー消費量	83.8	71.0	70.6	75.2

平成30年度(2018年度)の1世帯あたりのエネルギー消費量は、70.6GJ(ギガジュール)で、基準年度(平成22年度(2010年度))と比較して15.8%減少しており、家庭内における省エネルギーが一定程度定着しているものと考えられます。

◆市域におけるエネルギー消費量（推計値）の推移（単位：左軸TJ、右軸GJ）



2 温室効果ガス排出量削減等に向けた取組

主な取組実績（令和3年度）は次のとおりです。

(1) 再生可能エネルギーの普及拡大

特集「再生可能エネルギー推進事業」（73～78ページ）を御覧ください。

(2) 地域版環境マネジメントシステムの推進

特集「地域版環境マネジメントシステム」（81～82ページ）を御覧ください。

(3) 電気自動車・プラグインハイブリッド車の普及促進

特集「電気自動車推進事業」（83～84ページ）を御覧ください。

(4) 「会津若松エコドライブ宣言」の推進

消費燃料量や温室効果ガス排出量の削減につながるエコドライブの方法を示した「エコドライブ10のすすめ」のうち、3つ以上の取組を実践し、自主的にエコドライブに取り組むことを宣言する市民や事業所等を広く募集し、エコドライブの推進を図っています。

【会津若松エコドライブ宣言者数

（令和3年度末現在）】

■個人 243名

■事業所等 11事業所 171名

（合計414名）



宣言者にはエコドライブステッカーを贈呈しています

特集 「再生可能エネルギー推進事業」

(担当課：環境生活課)

本市では、古くから猪苗代湖や阿賀野川水系を利用した水力発電が行われており、平成24年度(2013年度)には、山林の未利用材を利用したバイオマス発電所が発電を開始したほか、豊かな自然を活かした太陽光発電所や風力発電所も稼働しており、再生可能エネルギーの普及が進んでいます。

市では、自然環境の保全と事業活動の調和を図りながら、再生可能エネルギーの普及拡大を進めることで、温室効果ガス排出量の削減を通じ、持続的発展が可能なまちづくりを推進しています。

令和3年度末現在、市内の再生可能エネルギー発電施設(太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電)の設備容量の合計は228,791kW、年間発電量の合計は758,626,081kWhになると推計され、これは一般家庭189,656世帯分の年間電力使用量をまかなえる量に相当します。

※1世帯当たりの年間の電力使用量を4,000kWhで試算しています。

◆市内の再生可能エネルギー施設の発電状況

	平成22年度		令和3年度	
	設備容量(kW)	発電量(kWh)	設備容量(kW)	発電量(kWh)
太陽光発電(事業用)	375	331,511	32,150	28,785,612
太陽光発電(住宅用)	2,007	1,775,157	10,399	9,190,769
風力発電	3	0	16,006	41,000,000
水力発電	163,350	639,762,140	164,461	639,058,400
バイオマス発電	0	0	5,775	40,591,300
計	165,735	641,868,808	228,791	758,626,081

※発電量は年間予測発電量等に基づく推計値です。

■ 参 考 ■ 再生可能エネルギーの種類

再生可能エネルギーは、エネルギー源等に応じて、次のように分類されています。

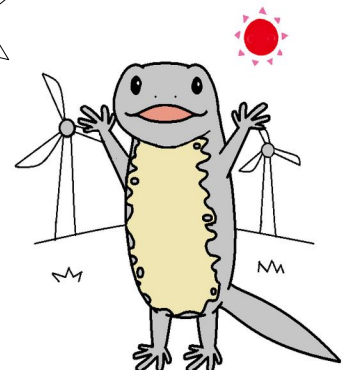
<発電分野>

- ・太陽光発電
- ・風力発電
- ・水力発電
- ・地熱発電(バイナリー発電を含む)
- ・バイオマス発電(木質、食品残渣、ガスなど)

<熱利用分野>

- ・太陽熱利用
- ・温度差熱利用(地中熱、雪氷熱など)
- ・バイオマス熱利用

再生可能エネルギーにもいろいろな種類があるんだね!



◆市内の主な再生可能エネルギー発電施設

太陽光発電



名称 ナリ会津太陽光発電所
所在地 河東町八田
事業者 会津ソーラーエネルギー合同会社
設備容量 20,400kW



名称 大戸町第1・第2発電所
所在地 大戸町舟子
事業者 SEエナジー株式会社
設備容量 約2,400kW (約1,200kW×2箇所)

風力発電



名称 会津若松ウィンドファーム
所在地 東山町(背あぶり山)
事業者 コスモエコパワー株式会社
設備容量 16,000kW (2,000kW×8基)

小水力発電



名称 会津電力戸ノ口堰小水力発電所
所在地 一箕町八幡
事業者 会津電力株式会社
設備容量 31.4kW

木質バイオマス発電



名称 グリーン発電会津 会津河東発電所
所在地 河東町工業団地
事業者 株式会社グリーン発電会津
設備容量 約5,700kW

1 再生可能エネルギーの普及拡大に向けた取組

主な取組実績（令和3年度）は次のとおりです。

(1) 住宅用太陽光発電システム等設置補助金

市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減とともに、環境保全についての意識啓発を図ることを目的に、住宅等に太陽光発電システム（10kW未満）を設置した市民を対象に、平成22年度より補助金を交付しています。

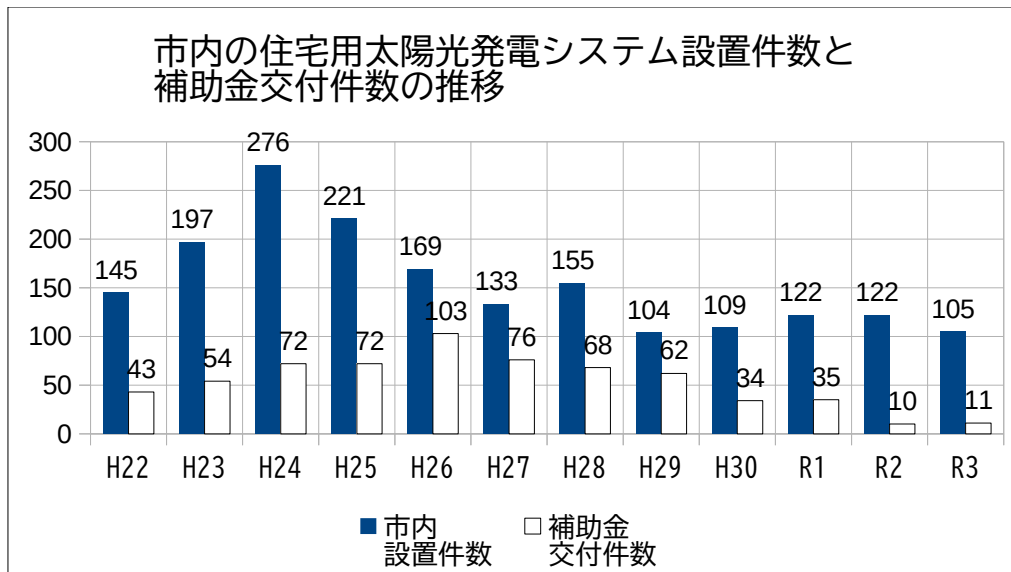
令和3年度は、補助要件を変更し、住宅用蓄電池またはV2H（電気自動車用充給電設備）を太陽光発電システムと同時に設置することを条件に、補助額を1kWあたり2万円としました。令和3年度は計11件の住宅等に補助金を交付しました。

【令和3年度補助実績】

- 補助単価 1kWあたり2万円（上限4kW分）
- 交付件数 11件
- 補助総額 800千円



◆市内の住宅用太陽光発電システム設置件数および補助金交付件数の推移



■ 参 考 ■ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

平成21年（2009年）に開始された太陽光発電による電力の固定価格買取制度（※）のうち、住宅用の太陽光発電（10kW未満）は買取期間が10年間とされており、令和元年（2019年）以降、順次買取期間が満了を迎えています。

買取期間の満了を迎えた住宅用太陽光発電システムを設置している方は、法律に基づく固定価格買取制度の対象とはならないため、改めて電力の買取契約を締結するか、蓄電池や電気自動車等との組み合わせにより、電力を自家消費するか選択する必要があります。

なお、市では、こうした状況を踏まえ、住宅用太陽光発電システム設置補助金の見直しを行い、令和2年度より補助要件等を一部変更しました。

※平成21年（2009年）から開始された余剰電力買取制度は、平成24年（2012年）に固定価格買取制度（FIT制度）に統合されました。

(2) 普及啓発活動

市では、背あぶり山レストハウス内に、風力発電をはじめとする再生可能エネルギー等に関する情報をまとめたパネルを展示するなど再生可能エネルギーへの理解促進や意識高揚に向けた普及啓発活動を行っています。

※冬期間（11月～4月ごろ）は背あぶり山レストハウスの閉鎖により、パネル展示は休止しています。



背あぶり山レストハウス パネル展示



環境教室

(3) 「会津若松市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画」の策定

市では、木質バイオマス発電所による再生可能エネルギーの普及拡大と林業振興のさらなる推進を図るため、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再生可能エネルギー法）に基づき、令和2年1月、「会津若松市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画」を策定しました。

なお、本基本計画の策定にあたっては、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、発電事業を行う事業者や関係農林漁業者、地域住民、学識経験者等を構成員として設立された会津若松市農山漁村再生可能エネルギー法協議会において、基本計画の内容などについて協議を行いました。

【「会津若松市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画」の概要】

- 対象区域 河東町工業団地 ほか
- 対象とする再生可能エネルギー 木質バイオマス発電（5,700kW）
- 農林漁業の発展に資する取組 地域の山林未利用材等を林業従事者から安定的かつ長期的に買い取る取組



会津若松市農山漁村再生可能エネルギー法協議会での協議

(4) 横浜市との「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」

市では、平成31年2月、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の理念に基づき、相互の連携を強化しながら、脱炭素化の実現に向け、再生可能エネルギーの活用を通じた取組を推進するため、横浜市と「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」を締結しています。

令和3年度には、連携協定に基づき、地方で発電された再生可能エネルギーを供給する仕組が構築され、これにより、会津若松市内の風力発電所「会津若松ウィンドファーム」で生み出される電気の一部が、令和3年8月以降、横浜市内7事業者に供給されています。なお、この仕組により供給された電気代の一部は、地域活性化資金として活用されているほか、両市の団体などにおいて、交流が行われています。

【連携協定の概要】

- 再生可能エネルギーの創出・導入・利用拡大に関すること
- 脱炭素化の推進を通じた住民・地域企業主体の相互の地域活力の創出に関すること
- 再生可能エネルギー及び地域循環共生圏の構築に係る国等への政策提言に関すること



再生エネ供給開始式



横浜市・協定締結自治体との情報交換

(5) 京都市との「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」

横浜市との協定と同様に、令和3年9月、京都市との間でも「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」を締結しています。また、この連携協定に基づき、会津若松市内の風力発電所「会津若松ウィンドファーム」で生み出される電気の一部が、京都市内に供給されています。なお、この仕組により供給された電気代の一部は、地域活性化資金として活用されています。



京都市との協定締結式

■ 参 考 ■ 再生可能エネルギーの普及拡大に向けた国県の動向

国では、平成30年(2018年)7月に策定した「第5次エネルギー基本計画」の中で、温室効果ガス排出量削減に向けた方策として、再生可能エネルギーの普及拡大について、「経済的に自立し脱炭素化した主力電源化を目指す」とし、最大限の導入を掲げています。

県では、平成31年(2019年)3月に策定した「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン(第3期)」において、2040年ごろを目途に県内のエネルギー需要量の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーとするという数値目標を掲げています。

■ 参 考 ■ 「会津若松市第2期環境基本計画(改訂版)」における再生可能エネルギーの普及拡大に向けた数値目標と実績

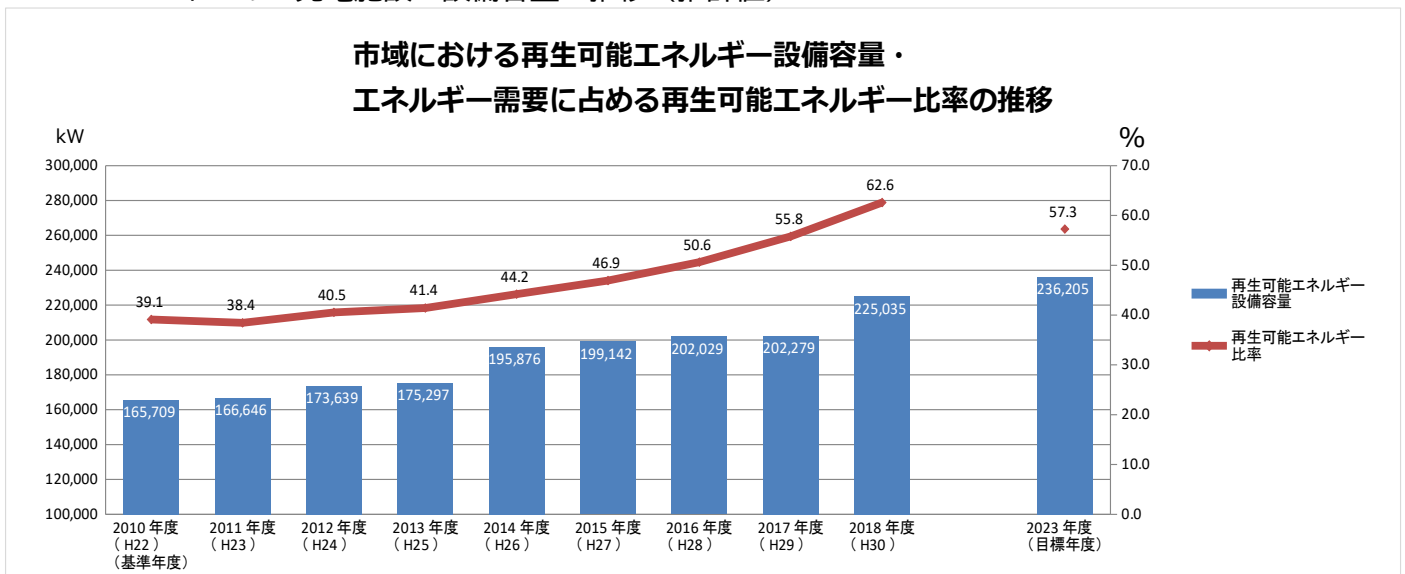
市では、「会津若松市第2期環境基本計画(改訂版)」において、再生可能エネルギーの普及拡大に向け市域の一次エネルギー需要(市内におけるエネルギー消費量)に占める再生可能エネルギーの供給量の割合や再生可能エネルギー発電施設の設備容量について、平成22年度(2010年度)を基準年度とした令和5年度(2023年度)の数値目標を定めています。

なお、以下では、推計に使用する各種統計の都合上、平成30年度(2018年度)の実績値を最新データとして掲載しています。

◆市域における一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギーの供給量の割合・再生可能エネルギー発電施設の設備容量の目標と実績(推計値)

年度	【基準年度】 H22(2010)年度 (基準値)	H29(2017) 年度	H30(2018) 年度	【中間年度】 H30(2018)年度 (中間目標)	【目標年度】 R5(2023)年度 (目標値)
供給量の割合	39.1%	55.8%	62.6%	51.0%	57.0%
設備容量	165,709kW	202,279kW	225,035kW	206,321kW	236,205kW

◆市域における一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギーの供給量の割合・再生可能エネルギー発電施設の設備容量の推移(推計値)



特集 「地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）の推進」 （担当課：環境生活課）

市の管理する施設や事務事業から排出される温室効果ガス削減のため、平成18年度に「地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」を策定しました。

平成23年度に第2期計画、平成28年度に第3期計画、令和3年度に第4期計画を策定しており、現在は、第4期計画に基づき、省エネ対策を推進しています。

【第4期会津若松市地球温暖化対策推進実行計画の概要】

- 計画期間… 令和3（2021）年度～令和12（2030）年度
- 削減目標… 平成25（2013）年度を基準として、温室効果ガスの総排出量を令和12（2030）年度までに50%削減することを目標とする。

【令和3年度の主な取組】

- ごみ減量化
紙文書を安易に焼却するのではなくリサイクルに努め、特に機密文書については極力シュレッダーで裁断・資源化するよう周知しました。
- 設備更新・改修の取組
省エネ法の「中長期計画書」に基づき、各施設の省エネに向けた設備改修を行いました。
- 公用車の取組
新採用職員等に対し、エコドライブについての研修を実施しました。
- 環境マネジメントシステムによる取組
省エネルギー・省資源の取組やエコドライブについて研修及び周知し、庁内において実施しました。

【令和3年度の温室効果ガス排出量の実績】

令和3年度の市の施設や事務事業から排出された温室効果ガス排出量は、基準年度比で25.1%削減（昨年度比1.7%増）することができました。

基準年度比で温室効果ガス排出量が増加した項目は、軽油及び生活排水処理等です。軽油については、例年より降雪量が多く、除雪機等の稼働時間が増加したことが主な要因と考えられます。生活排水処理等については、生活環境や自然環境の保全の観点から、農業集落排水処理施設や浄化槽の整備を進めていることが主な要因と考えられます。

昨年度比で温室効果ガス排出量をエネルギー種別に見ると、A重油や液化石油ガス、ガソリン天然ガスは削減されました。これは感染症対策により公用車の使用頻度が減少したことや体育館の利用頻度の減少により空調の稼働時間が減少したことが主な要因と考えられます。

一方で、電気や灯油、都市ガス、軽油においては、温室効果ガス排出量は増加しました。これは、小中学校において冷暖房機器の設置が進んでいることや、猛暑・厳冬により冷暖房機器等の使用頻度が増加したこと、また、降雪量が増加により除雪機の稼働時間が増加したことが主な要因と考えられます。

◆市の管理する施設や事務事業から排出される温室効果ガス排出量の状況

C02 排出量 (kg-C02)

	項目	電気 (Kwh)	灯油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	都市ガス (m ³)	液化石油 ガス (m ³)	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	天然ガス (m ³)	生活排水 処理等	合計
排出量 (kg-C02)	R3	9,059,858	2,207,941	266,583	339,555	392,063	180,426	212,873	535	884,548	13,544,383
	R2	8,853,121	2,155,413	305,238	317,594	412,180	193,623	161,467	682	918,625	13,317,942
	R2年度比	2.3%	2.4%	-12.7%	6.9%	-4.9%	-6.8%	31.8%	-21.6%	-3.7%	1.7%
	H25 (基準)	11,767,520	3,310,238	904,276	436,651	461,909	203,545	199,517	835	806,783	18,091,273
	基準比	-23.0%	-33.3%	-70.5%	-22.2%	-15.1%	-11.4%	6.7%	-35.9%	9.6%	-25.1%

これ以上、地球が暑くなったら困るモリン。



いいもりん

特集 「地域版環境マネジメントシステム」

(担当課：環境生活課)

地球温暖化の防止や資源の有効利用、環境負荷の低減、環境保全など、環境にやさしい学校づくりやライフスタイルづくりの取組を環境マネジメントシステムの手法を用い実践することで、次代を担う子供たちや市民、事業者の環境保全意識の向上を図っています。

1 「学校版環境マネジメントシステム」の取組

市内の小・中学校では、児童・生徒および教職員がそれぞれに目標を定めて、節電や節水、リサイクル、緑化や清掃など様々な環境にやさしい取組を行っています。

平成22年度末には、市内全部の小中学校（小学校20校、中学校13校）が市より学校版環境マネジメントシステム取得の認定を受けました。認定を取得すると、3年に1度の更新が必要となり、令和3年度は8校が更新審査を受け、全て更新認定されました。更新校認定登録証授与式では、各校の代表の児童・生徒が自分の学校の取組を発表しました。

また、更新校認定登録証授与式その他、生涯学習総合センターの市民ギャラリーにおいて、認定校同士の情報交換や、活動の普及拡大を目的に、各学校が作成した環境にやさしい取組状況についての壁新聞を掲示しました。

そのほか、「緑のカーテン」の取組を呼びかけ、市内全小中学校には朝顔、ゴーヤ等、つる性植物の種の配付及び、地球温暖化や緑のカーテンの仕組み、省エネ対策等についての環境教室を実施しました。



更新校認定登録証授与式
(環境大賞表彰式と合同開催)

- 開催日：令和3年11月9日（火）
- 場 所：生涯学習総合センター
- 参加校：小学校4校、中学校4校



更新校認定登録証授与式において
取組の内容が発表される

2 「家庭版環境マネジメントシステム～あいづわかまつエコクラブ～」の取組

各家庭で、省エネ活動やリサイクル活動を継続的に行い、地球温暖化の防止や資源の有効活用などの取組を行うことを宣言していただき、環境活動に協力いただくものです。

平成13年度に創設され、平成26年度に、現在の名称「あいづわかまつエコクラブ」に変更しました。令和3年度末現在、168世帯が「あいづわかまつエコクラブ」の会員となり、環境にやさしい取組を進めています。

【家庭向けエコセミナー】

令和3年度の家庭向けエコセミナーは新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

3 「あいづわかまつエコ事業所」の取組

市内事業者の環境に対する意識の高揚及び取組の推進を図ることを目的に平成18年度に創設されました。

「あいづわかまつエコクラブ」と同様に、平成26年度に「あいづわかまつエコ事業所」と名称を変更しました。環境にやさしい取組を推進している事業所に対し認定証を交付し、市のホームページ等で紹介しています。令和3年度末現在、14事業所があいづわかまつエコ事業所の認定を受けています。

学校では・・・
「学校版環境マネジメントシステム」



家庭では・・・
「あいづわかまつエコクラブ」



事業所では・・・
「あいづわかまつエコ事業所」



特集 「電気自動車推進事業」

(担当課：環境生活課)

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減と「スマートシティ会津若松」の実現に向けた取組の一環として、環境にやさしい移動手段である電気自動車の普及促進を図っています。

これまで、電気自動車7台を公用車として導入し、日々の業務や災害時における非常用電源等として役立てるとともに、市役所本庁舎と北会津支所にそれぞれ急速充電器を設置して、市民や観光客の皆さんの利便性の向上に努め、電気自動車が普及しやすい環境づくりを進めています。

【会津若松市における電気自動車等の普及状況（令和3年度）】

- 電気自動車台数 167台
- プラグインハイブリッド車台数 223台
- 充電器設置数（一般家庭除く） 36基

1 公用車への電気自動車の導入

普段は、走行時に二酸化炭素を排出しない環境にやさしい公用車として電気自動車を使用しています。

また、燃料や電気が不足する災害時には、ガソリンに頼らない移動手段となるほか、庁舎の非常用電源としても使用することもできます。



環境にやさしい電気自動車

【電気自動車の導入による効果（令和3年度）】

市が導入している電気自動車7台（走行距離の合計19,746km）による二酸化炭素排出量等の削減効果は下記のとおりです。

- 燃料代（電気代） 約148,333円の削減（削減率69.3%）
- 二酸化炭素排出量 約1,099kg-CO₂の削減（削減率35.9%）

※二酸化炭素排出量は、二酸化炭素排出係数：0.519kg-CO₂/kWh、電気代は、夏季：16.82円/kWh、その他季：15.62円/kWhで計算しています。

※比較対象は、燃費：15km/lのガソリン車とし、ガソリン代：162.5円/l、排出係数：2.322kg-CO₂/lで計算しています。

2 庁舎への急速充電器の設置

環境にやさしい電気自動車の普及とその充電インフラの整備拡大に向けて、本庁舎と北会津支所に各1基急速充電器を設置しています。この急速充電器は、どなたでもご利用いただくことができます（充電1回あたり、500円の協力金をお願いしています）。

※本庁舎の急速充電器については本庁舎建て替え工事に伴い令和4年5月より提供を停止しています



急速充電器（本庁舎）



急速充電器（北会津支所）

3 Vehicle to Home (V2H) の設置

V2Hは、電気自動車への充電だけでなく、電気自動車から建物側へも電力を供給することができる機器です。

この機器を本庁舎、上下水道局庁舎、北会津支所、河東支所に設置し、災害時（停電時）に、電気自動車から各施設に電力を供給できる仕組みを構築しています。

※本庁舎のV2Hについては本庁舎建て替え工事に伴い令和4年5月より使用を停止しています



電気自動車から建物に給電もできるV2H